○東北地方整備局告示第百四十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十九日

東北地方整備局長　青山　俊行

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
東北地方整備局長　3
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人秋田県建築住宅センター
(4) 住所
秋田県秋田市中通二丁目三番八号
(5) 代表者の氏名
竹村　寧
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
秋田県秋田市中通二丁目三番八号
(8) 法第十三条の評価員の氏名
植田　一、伊藤加久子、高橋　義憲、齋藤真由美
(9) 役員の氏名
加藤　修平、竹村　寧、小竹　哲夫、小松　忠夫、齋藤　恵一、鈴木　剛、渡辺　一弘、坂田　昌平、児玉　俊幸
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
植田　一
(11) 評価の業務を行う区域
秋田県の全域

○中部地方整備局告示第百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
中部地方整備局長　2
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
(4) 住所
静岡県静岡市駿河区南町十四番一号
(5) 代表者の氏名
青山　巖
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
静岡県静岡市駿河区南町十四番一号
静岡県浜松市中区元城町二百十六番地の四
静岡県沼津市岡一色八百十六番地の一
静岡県袋井市高尾町五番地二十二
静岡県富士市瓜島町百九番地三
(8) 法第十三条の評価員の氏名
松村香代子、西尾　靖男、杉山　崇、武縄　真次、田中　達也、土屋　好代、田中　寿幸、細田　妙子、井上　宜丈、伴　重慶、若杉　金司、中村　良一、柏木　儀徳、青木　庸一、澤井正明、高山　功夫、森　純一、天野　純一、北野　敏夫、袴田　力志、笠間　正則、椿　邦彦、石上　正、清水　重貴、島野　厚志、永田　均、平野　定夫、松坂　得男、山田　文朗、渡邊　輝元、勝又　公男、秋山　明、平田　仲、杉山　輝明、鈴木　幸子、平山　勝保、橋本久米博、岩本　昌敏、志田　幹雄、勝間田恒男、福原　憲治、高橋　繁元、疋田　博志、佐野　猛、渡邊　勝、中嶋　義和、柴田　克宏、水野　隆生、鳥羽山　功、山崎　照雄、竹内　明正、田中キヨシ、中村　博導、松永　唯夫、古村　修一、岩田　俊昭、松田　行雄、三浦　實、袴田昂、平野　智昭、倉田祐太郎、古橋　義明、池田　昇、村松　一雄、石岡　宏康、松本　忠久、青野　一男
(9) 役員の氏名
青山　巖、鈴木　行雄、内田　正春、関本　護、横山　孝志、松本　直己、内村　博隆、大石　光範、西山　昌行、立道　幸男、赤堀眞一郎、萩原　勲、村松　由雄、土屋　卓也、山田昌則
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
西尾　靖男
(11) 評価の業務を行う区域
静岡県全域

○中部地方整備局告示第百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
中部地方整備局長　5
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人三重県建設技術センター
(4) 住所
三重県津市島崎町五十六番地
(5) 代表者の氏名
野田　素延
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分